

VORTEX カメラ・ポータル利用規約（ベアリーズ株式会社）

第1章 基本規約

第1条 規約の適用（契約の適用）

VORTEXカメラ・ポータル利用規約（以下「本規約」）は、ベアリーズ株式会社（以下「当社」）が提供する高度AIクラウドカメラサービス「VORTEX（ボルテックス）」に関する規約です。当社はデルタ電子株式会社のソリューションパートナーとして、VORTEXカメラ製品（以下「本製品」）とVORTEXポータルサービス（以下「本サービス」）を販売・提供しています。

本規約は、これら本製品と本サービス（以下、両方を合わせて「VORTEX」）をご利用いただくすべての方に適用される利用契約です。この契約は、当社の契約者となる利用者との間で締結され、その効力が生じます。

契約期間は、第2条に定める本契約の開始日から、第4条に定める本契約の終了日まで適用されます。なお、本契約は、契約書への署名・押印なしに効力が発生します。第2条に定める要件を満たした時点で利用者と当社の契約関係が開始し、第4条に定める要件を満たした時点で契約関係は終了します。

第2条 利用規約の適用開始日（本契約の開始日）

本規約の適用開始日、すなわち本契約の開始日は、利用者が当社指定の発注フォームに注文情報を入力し、当社がVORTEXカメラ製品の初回受注を確定した日となります。

この契約開始日には、利用規約の適用が開始されたことを明確に証明するため、当社より「VORTEXカメラ・ポータル利用規約適用開始のご案内」（以下「適用開始通知書」）を契約担当者様のメールアドレスへ送付いたします。本規約の適用効力は、当該適用開始通知書が送付先メールサーバーに到達した日付・時刻をもって発生するものとします。

第3条 本契約の更新について

本契約の更新（1年毎）は、以下の各号に掲げるいずれかの条件が満たされた場合に適用されます。

- (1) 本契約の有効期間は、第2条に定める利用規約の適用開始日から1年間（365日）といたします。
- (2) 本契約は自動更新となります。契約期間満了日の3ヶ月前までに、利用者様または当社のいずれからでも、書面または当社所定の方法による解約のお申し出がない限り、本契約は現在の条件で自動的に1年間延長され、以降も毎年同様に更新されます。
- (3) 更新の際には、当社より契約更新時期の1ヶ月前までに、利用者様に対し「契約更新完了通知」を電子メールにてお送りいたします。

第4条 利用規約の適用終了日（契約効力の終了日）

本契約の終了（解除）は、以下の各号に掲げるいずれかの条件が満たされた場合に適用されます。

- (1) 利用者からの解約申し出を受理した場合：契約期間満了の3ヶ月前までに、利用者から当社に対し、書面または当社所定の方法による解約の申し出があった場合。
- (2) サービスの提供終了が行われた場合：当社が本サービスの提供を終了することを決定し、その旨を利用者に通知した場合。
- (3) 利用者に規約違反行為があった場合：利用者が本規約または個別の規約等に違反し、当社が是正を求めたにもかかわらず是正されない場合、または違反が是正不能であると当社が判断した場合。
- (4) VORTEXサポート料金の滞納：VORTEXサポート料金の滞納が2ヶ月継続した場合。

第5条 未成年の利用者に関する特約（基本定義）

未成年の利用者は、本規約の内容について親権者または成人以上の監督責任者（以下「管理責任者」）の確認と同意を得た上で、本サービスをご利用いただく必要があります。これにおいて、管理責任者の同意なく本サービスを利用された未成年者は、管理責任者の

同意を得て利用しているものとみなします。また、VORTEXカメラのご利用にあたっては、その製品特性を踏まえ、管理責任者の同意があり、かつその監督下にある場合に限り、未成年者の利用を認めます。

第6条 未成年の利用者に関する特約（緊急時利用に関する特例）

利用者の生命に危険が及ぶなど、切迫した緊急事態が発生し、かつ管理責任者による指示や監督が不可能な状況下において、未成年者がVORTEXカメラの操作を習熟しており、当該カメラの使用が事態の打開に必要不可欠と判断される場合に限り、その目的達成のために利用することを妨げません。この特例措置は、上記緊急時に限定され、その利用により発生するあらゆる結果については、管理責任者が責任を負うものとします。

第7条 規約の変更について

当社は、必要に応じて本規約を変更することがあり、その場合は変更内容と変更後の規約の効力発生時期を事前に利用者にお知らせします。変更後の本規約は、お知らせした効力発生時期から効力を生じ、利用者は変更後の本規約に従って本サービスを利用するものとします。また、利用者が変更後の本規約の効力発生時期以降も本サービスの利用を継続する場合、利用者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第8条 規約変更を行う場合の周知方法について

当社が本規約を改正する場合、以下の各号に掲げるいずれかの方法で、事前にすべての利用者へ変更内容を通知します。

- (1) ウェブサイトやアプリでの掲載：当社ウェブサイト（<https://www.varies.world/>）、またはVORTEXクラウドプラットフォーム、およびVORTEXクラウドアプリケーション（App Store、Google Play）上への掲載。
- (2) 登録メールアドレスへの送信：ご登録いただいた電子メールアドレスへの送信。

(3) その他、当社が適切と判断する周知方法。

(4) 法人契約における料金改定時の個別通知：料金改定に関する変更で、契約先が法人の場合は、担当営業が直接事前通知を行います。

この通知は原則として変更の4ヶ月前までに行います。

第9条 VORTEXクラウド ユーザーポータルアカウント情報の管理について

1. アカウント情報は、利用者ご自身の責任において管理してください。

2. アカウント情報が万が一第三者に不正利用された場合、速やかに当社にご連絡ください。

3. 当社は、登録されたアカウント情報による本サービスの利用を、すべて利用者本人による利用とみなします。

4. アカウント情報の不正利用により発生した損害については、利用者ご本人が責任を負うものとします。

5. アカウント情報の不正利用を防ぐために、以下に掲げる対策を推奨します。

(1) パスワードを定期的に変更する。

(2) 推測されにくい複雑なパスワードを設定する。

(3) 他人とパスワードを共有しない。

(4) 不正アクセス対策ソフトを導入する。

第10条 ソフトウェアに関する禁止事項

本サービスで提供されるVORTEXクラウド ユーザーポータルソフトウェア（以下「ユーザーポータル」）について、以下の各号に掲げる行為を禁止します。

(1) ユーザーポータルの不正利用。

(2) ユーザーポータルの不正コピー、改変。

- (3) ユーザーポータルプログラムを解析し、リバースエンジニアリングを行う行為。
- (4) ユーザーポータルプログラムコード書き換え。
- (5) 違法または不正な方法で本サービスにアクセスすること。（例：他人のアカウントを使ってログインすること）
- (6) システムに対して不正に侵入すること。
- (7) 当社になりすまして、本サービスを利用すること。
- (8) 本サービスにウイルスを送り込んだり、他の利用者に迷惑をかける行為をすること。
- (9) 大量のデータを送信し、サービスを妨害すること。
- (10) 他の利用者の情報を盗み取ること。
- (11) 自動化ツールの利用行為。
- (12) 当社の許可なく、自動的に本サービスにアクセスするツール（ロボットなど）を利用すること。

第11条 利用停止措置

利用者が、本規約に反する行為をしたと当社が認めた場合には、当社は、当該利用者に通知することなく、提供中の全ての本サービスの利用を停止することができるものとします。具体的には以下の各号に掲げる利用停止措置を実行します。

- (1) 使用中のVORETXクラウドユーザーポータルが利用停止となる措置。
- (2) カメラ映像の閲覧やアクセスが停止される措置。

第12条 権利譲渡について

1. 利用者は、本規約で認められている場合を除き、本規約に基づくVORETXの利用権利や義務を第三者に譲渡、貸与、売買することはできません。

2. 当社は、本サービスに関する事業を第三者に譲渡する場合、事業譲渡に伴い、本規約に基づく当社の権利と義務、および利用者の情報を譲渡することができます。利用者は、この事業譲渡に事前に同意するものとします。なお、事業譲渡には、通常の事業譲渡のほか、会社分割など、事業が第三者に移るあらゆる場合を含みます。

第13条 損害賠償請求

利用者が本規約に反した行為または不正もしくは違法に本サービスを利用することにより、当社に損害を与えた場合、当社は当該利用者に対し、相応の損害賠償の請求（弁護士費用を含む）を行う場合があるものとします。

第14条 免責事項（動作環境とサービスの保証）

1. 当社は、本サービスを利用するために必要な環境（スマートフォン、タブレットなどの端末、インターネット接続環境、必要なソフトウェアなど）について、一切の責任を負いません。
2. 本サービスは、現状有姿（あるがままの状態）で、利用可能な範囲において提供され、明示的または黙示的であるかにかかわらず、いかなる保証も提供されるものではありません。
3. 当社は、本規約に明示的に記載されていない事項について、一切の条件、表明、保証を行いません。
4. 本サービスで提供されるコンテンツ、ソフトウェア、アプリケーションに関して、瑕疵やバグが全く存在しないことを保証することはできませんので、あらかじめご了承ください。

第15条 免責事項（損害賠償の責任限度）

当社は、以下の各号に掲げる損害については責任を負いません。

- (1) 将来的に得られるはずだった利益

- (2) 間接的に発生した損害（例：サービスが使えなかったために発生した取引先の損失）
- (3) 偶然発生した損害
- (4) 予測できなかった特別な損害
- (5) 天災や社会情勢の変化など、当社ではコントロールできない理由で発生した損害
- (6) 利用者間で発生したトラブル

第16条 免責事項（損害賠償の限度額）

当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は、通常発生する範囲の損害とし、その限度額は、有料サービスの料金（継続的なサービスの場合は1か月分の料金）を上限とします。

第17条 準拠法と管轄裁判所

1. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本規約に関連する紛争については、双方誠意をもって協議するものとしますが、協議によっても解決しない場合は、訴額に応じて以下の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
 - (1) 東京簡易裁判所または仙台簡易裁判所
 - (2) 東京地方裁判所または仙台地方裁判所

第18条 その他の事項

1. 本規約の一部が法令に基づいて無効と判断されても、その他の規定は有効とします。
2. 本規約の一部がある利用者との関係で無効とされ、または取り消された場合でも、本規約はその他の利用者との関係では有効とします。

第2章 製品・サービス関係規約

第19条 製品の発注手続き

1. VORTEXカメラをはじめとする本製品をご購入いただく場合、利用者には、当社からメールでお送りする専用の発注フォーム（ベアリーズセントラルセンターおよびGoogle合同会社提供）に必要事項をご入力の上、送信いただきます。
2. なお、製品の発注は、都度当社指定の発注フォームをご利用いただくものとします。

第20条 製品の受注確定と請求書の発行

1. 本製品の発注手続きがその都度完了すると、当社にて数日間（最大5営業日）かけてご入力内容を精査します。発注情報に誤りがないうことが確認でき次第、利用者の注文は、その都度正式に受注確定となります。
2. その後、当社は受注が確定したことを証明するとともに、ご請求内容を利用者にお知らせするため、「受注確定電子証明書 兼 ご請求書（以下「受注確定請求書）」をメールにて送付します。
3. なお、本書は、都度ご注文の際に当社から発行されます。

第21条 VORTEXカメラ・ポータル利用規約適用開始のご案内送付

本契約は、第2条に定める通り、受注確定請求書が初回発行された日時をもって成立し、本規約の適用が開始されます。契約が開始されたことを証明する書面として、当社は、この初回請求書発行時に限り、利用者へ『VORTEXカメラ・ポータル利用規約適用開始のご案内』を送付します。

第22条 代金の支払（前払い対象製品）

以下の各項に掲げる取引（発注）は、VORTEXカメラをはじめとする本製品のNDAA（米国国防権限法）第889条への準拠や長期保証制度の提供のため、前払い制で購入いたくものとしします。また、表示価格は税抜きです。

1. VORTEXカメラ（必須購入 高度AI搭載型 クラウドカメラ）

価格は、見積書、当社ご提案資料、商品ラインナップ表、発注フォームなどの「公的価格表示情報」にてご確認ください。本規約では非公開とします。

2. VORTEX AIライセンス利用料（必須契約 年間ライセンス）

カメラ1台ごとにかかる必須料金は、以下の通りです。

- 年14,800円

3. VORTEX クラウドバックアップ利用料（任意契約 年間ライセンス）

カメラ1台ごとに契約可能。料金は以下の通りです。

- なし： 年0円
- 30日： 年7,300円
- 60日： 年16,100円
- 90日： 年23,300円
- 365日： 年90,000円

4. VIVOTEKネットワークスピーカー（VORTEXカメラ対応 オプションスピーカー）

価格は、見積書、当社ご提案資料、商品ラインナップ表、発注フォームなどの「公的価格表示情報」にてご確認ください。本規約では非公開とします。

5. VIVOTEKネットワークスピーカーAIライセンス利用料

スピーカー1台ごとに契約可能。料金は以下の通りです。

- 年14,800円

6. その他関連製品

下記製品の価格や製品概要は、個別に当社担当営業までご相談ください。

- VIVOTEKカメラ（VORTEXに該当しない従来のカメラシリーズ）
- VORTEXコネクトNVR
- VIVOTEK製 VORTEXカメラ対応付属アクセサリー
- VIVOTEK製 VORTEXカメラ対応電子機器接続アクセサリー
- その他VIVOTEK製品

7. 前払い対象商品の支払サイクル

当該対象商品の支払サイクルは、発注フォームにて以下のいずれかより選択できます。

- 受注確定日から15日以内の支払い（即日請求発行）
- 当月末締め、翌月末払い（銀行休業日に当たる場合は翌営業日）

第23条 代金の支払（後払い対象サービス：ベアリーズVORTEXサポート利用料）

以下の各項に掲げる、ベアリーズVORTEXサポート月額利用料については、当社によるカメラの起動開始手続き完了後に、後払いで当社が利用者に請求します。

1. ベアリーズVORTEXサポート利用料

利用者が取り付けているカメラの設置拠点ごとにかかる毎月の必須料金は以下の通りです。

- 55坪未満の拠点： 月額5,500円
- 55坪以上の拠点： 月額11,000円

2. ベアリーズVORTEXサポート利用料の月額請求開始起算日

ベアリーズVORTEXサポート利用料（以下「サポート料」）の月額定期請求が開始される起算日は、利用者の手元にカメラが届き、取付を終え、当社のセントラルセンターが遠隔操作によって当該カメラ製品を起動させた日時を起算日とします。この起算日のことを「サポート料金起算日」といいます。初月の請求はサポート料金起算日からの日割り計算での請求となります。また、次月以降のサポート料金は月額料金が満額請求されます。

3. ベアリーズVORTEXサポート利用料の支払サイクル

当月末締め、翌月25日払いとします。

第24条 代金の支払（後払い対象サービス：カメラ取付工事費用）

以下の各項に掲げる、VORTEXカメラなどの本製品の取付工事費用については、第22条同様に当社によるカメラの起動開始手続き完了後に、後払いで当社が利用者に請求します。

1. 取付工事費用

利用者に販売するVORTEXカメラをはじめとする本製品の施工費用は以下の通りです。

- 利用者で取付・施工を行う場合： なし 0円
- 当社に取付・施工を発注する場合： 要見積り
- 利用者が個別に自由契約する業者に依頼する場合： 本規約第23条第1項の本項の定めは適用対象外となる

2. 当社施工の工事費用の請求と支払サイクル

当社が本製品の取り付け施工を担当させていただく場合の費用請求は、当月末締め、翌月25日払いとします。

第25条 VORTEXサポートについて

当社はデルタ電子のマスターディストリビューター（総代理店・総販売元）として、VORTEXをご利用のお客様に必須契約のVORTEXサポートを提供しています。このサポートでは、以下の各号に掲げる内容を通じお客様を支援します。

- (1) カメラの初回起動支援：カメラの初回起動プログラムの始動。
- (2) ポータルの操作支援：VORTEXクラウドポータルの使い方に関するサポートを行います。
- (3) 遠隔での保守・運用：カメラの遠隔再起動や遠隔保守に対応します。
- (4) 不具合の管理・対応：カメラやVORTEXクラウドポータルで発生した不具合の管理と対応を行います。

- (5) ご意見・ご要望の受付： お客様からのご意見やご要望を広く募集し、サービス改善に活かします。
- (6) 新機能の研究・開発： より良いサービス提供のため、新機能の研究開発に取り組みます。
- (7) 事件・事故の立証支援： 事件や事故発生時、第三者としての映像立証をサポートします。
- (8) 不正操作された映像の復旧： 不正に操作された映像のリカバリー（クラウドバックアップ利用のカメラのみ）を支援します。

第26条 VORTEXサポート拠点カウントに関する注意

1. VORTEXサポート拠点月額費用は、カメラの台数に関わらず、設置対象の拠点の数に応じて発生する料金です。
2. 上記の注意点として、複数のカメラを当初1拠点に設置し、その後、一部のカメラを別の拠点へ移設した場合には、その移設が完了した時点から、拠点数に応じたサポート料金が単月でも発生しますのでご注意ください。
3. VORTEXカメラには、ベアリーズセントラルセンターで管理する特殊センサーにより、カメラが盗まれた場合や不正な利用等を想定して、世界中の設置エリアを感知できる機能が搭載されています。カメラのPoE対応LANケーブルを抜き、別の拠点に同様のケーブルを差しした場合、その感知期間が3日を経過した時点で、拠点数が自動で新規登録（カウント）されますので、ご注意ください。
4. 原則としてVORTEXサポートの拠点カウントは、一時的なプロモーションやテスト行為、引っ越しによる移設を除いて、感知期間が3日異常経過したカメラは、新規拠点としてカウントされます。

第27条 本製品の流通フロー（注文から製造開始、製造完了から検収センター到着まで）

本製品は、原則としてお支払い確認が取れた日の翌日から30日程度で、製造工場から当社の検収センターへ輸送されます。但し、注文の殺到による生産遅延や、不可抗力による災害・事故などが発生した場合には、製造・発送が遅れる可能性があります。

第28条 本製品の流通フロー（検収センター到着から利用者への納品まで）

本製品が検収センターに到着し、不具合や異常がないことを確認いたしましたら、当社より利用者様へ検収完了の連絡をします。その際、具体的な納品希望日をお伺いし、利用者様へ本製品を直接配送手配します。

第29条 本製品の流通フロー（納品完了から取付まで）

本製品の納品が完了すると、本製品の取付・施工に進みます。この取付作業は、利用者自身で実施する、当社に依頼する、利用者が委託する業者に依頼するなど利用者の自由裁量で決定できます。なお、料金については、第23条第2項に定めがあります。

第30条 本製品の流通フロー（取付完了からカメラの起動、ポータルの起動まで）

本製品の取り付けが利用者側にて完了したら、お手数ですが当社担当営業までお電話にてご連絡をお願いいたします。ご連絡をいただき次第、当社のセントラルセンターよりシステムを通じてカメラの起動操作を行います。これにより、VORTEXカメラは直ちに作動し、ポータルもご利用いただけるようになります。また事前に取付工事日が決まっている場合は、その前日に当社がカメラのプログラムを起動する場合があります。

第31条 本製品の流通フロー（カメラとポータルの起動開始後について）

VORTEXカメラとポータルの起動が完了した日をもって、第25条に定めるVORTEXサポートの月額料金が発生し、サポートが開始されます。この日がサポート料金の起算日となります。加えて、当社が取付工事を担当した場合は、第27条に定める通り、工事代金の請求が行われます。

第32条 本製品の保証（VORTEXカメラ）

VORTEXカメラの保証は、10年間とします。当該製品に不備、不具合、不良がある場合は無償交換となります。但し、利用者または利用者が業務を依頼した施工業者、その他第三者に起因して生じたVORTEXカメラの破損、汚損、不備、不具合、不良については保証対象外となります。

第33条 本製品の保証（その他関連製品）

VIVOTEKネットワークスピーカー、VIVOTEKカメラ（VORTEXに該当しない従来のカメラシリーズ）、VORTEXコネクトNVR、VIVOTEK製 VORTEXカメラ対応付属アクセサリ、VIVOTEK製 VORTEXカメラ対応電子機器接続アクセサリ、その他VIVOTEK製品等、VORTEXカメラ以外のその他製品については、各種製品ごとに1年、3年、5年と異なります。詳しくは製品保証書をご確認ください。但し、利用者または利用者が業務を依頼した施工業者、その他第三者に起因して生じた、その他関連製品の破損、汚損、不備、不具合、不良については保証対象外となります。

第34条 物流配送業者との製品トラブルや紛争対処（損害賠償責任）

1. 物流配送業者（法人、個人事業主を問わず、本製品の倉庫作業や配送作業に携わるすべての者）の配送中または荷扱い中に、本製品の盗難、紛失、または破損が生じた場合、当該物流配送業者が責任をもって弁償・保証いたします。
2. これは、物流配送業者が本規約の規定を事前に認識していたか否かにかかわらず、製品購入金額の100%を利用者に対して弁償する義務があることを意味します。
3. なお、利用者自身による本製品の破損・紛失については、利用者の責任となります。

第35条 物流配送業者との製品トラブルや紛争対処（利用者からの請求権）

第33条に定めるような物流配送業者に起因する製品トラブルが発生した場合、利用者は本規約を印刷またはPDF化し、本規約第33条に基づき、当該物流配送業者に対し本製品の購入金額の100%を弁償・保証するよう請求できます。

第36条 物流配送業者との製品トラブルや紛争対処（利用者の権利保全のための規約の優位性）

仮に、当該物流配送業者と利用者との間で、本規約第33条の規定を直接的または間接的に緩和・無効化するような規約、契約、または約款が取り交わされていたとしても、利用者には本規約に基づき公正な弁償・保証を請求し、これを受ける権利があることを当社は認めます。また、当該物流配送業者が本規約のこの規定を事前に認識していたか否かにかかわらず、この弁償・保証義務は発生し、本規約のこの規定は法的に有効であることを宣言します。

以上

ベアリーズ株式会社

ベアリーズ・ボルテックスソリューション事業本部

2025年4月1日制定

2025年7月1日改定